

答 申

諮問第 4 2 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。

ただし、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、公文書開示請求書の「都市政策課職員 〃 が」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また、対象公文書をより広く捉え、次の公文書について特定を行い、その旨決定通知書に明記すべきである。

「和歌山県東牟婁郡 〃 における工事において、平成 16 年度宅地造成等規制法違反の疑いがあると判断した証拠となるものの情報」

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 4 月 24 日付けで「和歌山県東牟婁郡 〃 における「道路を造っている」整地工事において、都市政策課職員 〃 が平成 16 年度宅地造成等規制法違反と断定した証拠となるものの情報」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1 の開示請求に対して、「公文書を作成又は取得していない」ことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 17 年 5 月 12 日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 17 年 5 月 14 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を

不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「開示請求を行った公文書の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における意見及び説明の陳述を行わなかった。

(1) 「都市政策課職員 が平成16年度宅地造成等規制法違反と断定した」というのは何ら間違っておらず事実であり、開示請求内容を十分特定できる。

(2) 平成16年8月13日以降、工事継続ができない状態であり、多大な損害を受けている。何らの証拠もなく現況を見ただけによる誤りの行政指導である旨を書面として情報開示してもらいたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 公文書開示請求書には、「都市政策課職員 が平成16年度宅地造成等規制法違反と断定した」と記載されているが、職員個人が宅地造成等規制法違反と判断したのではなく、都市政策課として判断したものである。

2 平成17年5月9日に電話により異議申立人に1に記載した内容を説明し、「都市政策課が、平成16年度宅地造成等規制法違反と断定した」との記載とするよう公文書開示請求書の補正を求めたが、「補正する意思はない」との回答であった。

3 このため、職員個人が宅地造成等規制法違反と断定した証拠となるものの情報が記載された公文書は作成又は取得していないとして条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

4 和歌山県東牟婁郡 の工事において、都市政策課が平成16年度宅地等規制法違反の疑いがあると判断した証拠となるものの情報であれば、公文書として保有している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 開示請求対象公文書の特定について

本件では、開示請求対象公文書の特定（以下「公文書の特定」という。）にあたって、「宅地造成等規制法違反と判断した」者が都市政策課職員個人なのか、都市政策課という組織なのかについて、実施機関と異議申立人との間で見解の相違があるため、実施機関は、「公文書を作成又は取得していない」として非開示決定を行ったものである。

したがって、当審査会は、実施機関の公文書の特定の適否について審査する。

(1) ある行為が法律違反であるとの判断が実施機関内で組織決定され、その決定に基づき行政指導がなされた場合、行政指導の相手方からすると、当該行政指導を行っている担当者が、個人で法律違反と判断していると受け取る場合があることは十分考えられる。

そして、法律違反であるとの判断を誰が行ったかについて、実施機関と開示請求者との間で見解の相違があり、開示請求者の見解に基づき公文書開示請求がなされた場合、実施機関の見解に基づき公文書の特定をするならば、常に「公文書を保有していない（公文書を作成又は取得していない）こと」又は「公文書の特定ができないこと」を理由として非開示決定が行われることとなる。一方、開示請求者の見解に基づき

公文書の特定をするならば、実施機関は、自らの見解とは異なった判断をせざるを得なくなり、いずれも適切な公文書の特定とは言い難い。

- (2) 情報公開制度の目的である開かれた県政をより一層推進するためには、可能な限り多くの情報を開示すべきであることからすると、法律違反であるとの判断を誰が行ったかということにより開示請求に係る対象公文書を限定するのではなく、そのような限定を行わない形で法律違反であるとの判断に基づき行われた行政指導を記録した公文書を広く対象公文書として公文書の特定をすべきであると考えます。

その上で、公文書開示請求書に記載されたそのままの形ではなく、上記のように開示請求に係る対象公文書をより広く捉えた形で公文書の特定をした旨決定通知書に明記すべきであると考えます。

- (3) 上記(2)のように公文書の特定をした場合、開示請求者としては、自己の見解に沿った公文書の開示とはならないものの開示された公文書を適宜他の情報と照合することにより自己の見解が正しいか否かを判断できるのであり、一方、実施機関としては、開示請求に係る対象公文書をより広く捉えた形で公文書の特定をした旨決定通知書に明記することにより自己の見解と異なった判断をすることとはならないのであり、かつ、情報公開制度の目的に沿った公文書の特定となると考えます。

したがって、実施機関が、法律違反であるとの判断を誰が行ったかということについて自身の見解でのみ判断し、「公文書を作成又は取得していない」としたことは、適切な公文書の特定とは認められない。

- (4) 本件の場合、実施機関は、「和歌山県東牟婁郡の工事において、平成16年度宅地造成等規制法違反の疑いがあると判断した証拠となるものの情報」については、公文を保有していることを認めている。

したがって、上記(2)に記載しているように公文書の特定にあたっては、公文書開示請求書の「都市政策課職員が」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして公文書の特定をすべきであるとする。

また、公文書開示請求書には『「道路を造っている」整地工事』及び「違反と断定した」と記載されているが、これらについては、それぞれ「工事」及び「違反の疑いがあると判断した」という形でより広く対象公文書を捉え、公文書の特定をすべきであるとする。

その上で、上記のように公文書の特定をしている旨決定通知書に明記すべきであるとする。

- 2 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成17年5月26日	諮問（実施機関）
平成17年6月10日	実施機関からの理由説明書を受理
平成17年6月21日	異議申立人からの意見書を受理
平成17年7月15日	審議
平成17年7月29日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成17年8月17日	審議

平成17年10月14日

審議